

合志市農業委員会総会議事録

1．開催日時 令和6年3月11日(月)午後1時35分から午後2時26分

2．開催場所 合志市総合センター“ヴィーブル”2階研修室

3．出席委員(13人)

会 長	14 番	福 嶋	求仁子
会長職務代理者	1 番	平 山	和 敬
委 員	2 番	清 原	啓 喜
”	3 番	上 野	育 夫
”	4 番	平 野	昭 代
”	6 番	村 上	幸 記
”	7 番	長 野	昌 治
”	8 番	齋 藤	典 夫
”	10 番	城	英 夫
”	11 番	青 木	恵 夫
”	12 番	岡 田	政 広
”	13 番	坂 口	正 子

4．欠席委員(1名)

委 員 9 番 野 田 隆 一

5．議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6．農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 竹 田 直 広

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それでは、ただいまより令和6年3月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 皆さんお疲れ様です。少しお待たせいたしました。今月3月ということで1年の年度締めくくりの月でもあります。いろいろ提出物が多かったりとか、事務局の方の大変なところもたくさんあるかと思いますが、どうぞ皆様、特に活動記録簿の早めの提出をいただきますようよろしくお願いいたします。この1ヶ月の間ですね本当に何かの世の中めまぐるしく変わってるなというのを感じております。特に2月29日の農業新聞などを見てますと、食料農業農村基本法、この法っていうのは、農家にとってまた農村にとっては本当に法律的な基本的な法なので、しっかりですね、読んでいかなきゃいけないなということは思っているところですが、案の、この後国会の方で正式に認められているのではないかなと思っているところです。また決まりましたら、皆さんと読み合わせる機会があれば嬉しいなと思っております。先日の金曜日にですね、「熊本の風」という番組が毎週金曜日に放送されてるんですけども、特にTSMCの関係で大津町の農業委員さんの放送がありまして、あまりにも早く変化していくので自分たちがそれについていけるのかという、すごい大きな悩みを問題提起をされたのではないかと思います。本当に大変だと思っていらっしゃる皆さんがたくさんいるということで、それに対しては何かですね農業委員としても提案できること、協力できること、そういったものがみんなで一丸になってできればいいなというふうに思ったところでした。またこの1ヶ月の間にはですね、女性世界デーというのがあって、先日、東京のシンポジウムの方にも参加させていただきました。そういった中で、エネルギーに活躍してるっていう若い女性に出会いまして、実際に農業を始めたのが、まだ3年4年前なんですけれども、埼玉市がご実家なんですけど、実際に農業されたのは久喜市ということでその地域の中に突然入ってきて、農業やりたいということで農業委員さんたちに協力をいただいて、それから2年経ってから、もう農業委員もされているという、何か素晴らしいエネルギーな、もう声がすごい張りがある、私はやりたいんだっていう気持ちすごい出ている農業委員さんに出会いまして、新しい農業の形として、私もパワーをいただいたところでした。またそういった形でいろいろですね経験を持った方々が農業を始めることはすごく多いようにも思いますので、そういった方と出会ったときにですね、私達も何か力になることがあればいいなというふうに思ったところです。本当に1ヶ月が過ぎるのが早いんですけども私達の農業委員としての活動もあと1年になります。いろいろ皆さんも問題提起をされて何か考えることがあるかと思しますので、ぜひですね、残りの1年を皆さんと一緒に、何か一歩進んだ活動ができるように頑張っていければと思っております。どうぞ今日もよろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、9番野田委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。では、このあとの議事につきま

しては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（福島求仁子君） それでは、3.の議事に入ります。
議事録署名者につきましては8番 齋藤委員、10番 城委員を指名しますので
よろしくお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

- 議長（福島求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 11番 青木委員、12番 岡田委員、推進委員 5番 木永委員 以上3名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（福島求仁子君） それでは、議案に入ります。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

- 事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は模拡大のための親子間の贈与でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの斜線部分が申請地です。3か所あります。（株）星山商店竹迫工場の南東側に位置する農地です。4～5ページが申請地の現況写真です。次に6ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に7ページをお開きください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。第6号の地域との調和要件は、申請地は畑として利用しており、今後は野菜や里芋を作付けし、畑として利用する予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

- 議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。2月28日の午前10時30分頃、私と櫻井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は規模拡大のための親子間での贈与です。申請地は畜産業の代表を務めていた申請人が、使用貸借で借り受けて作付けしていました。契約の期間が3月で終了するため、今回の申請となりました。また、許可後も同様に畑として利用し、野菜や里芋を作付けする予定のため、農地への影響は心配ないと思われれます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の8ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、竹迫城跡公園の南に位置する農地です。次の9ページが申請地の現況です。10ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地4区画を整備する計画です。11ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の12ページにお示ししておりますとおり、申請地は約1.6haの農地が連なった区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上で

ございます。

- 議長（福島求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 推進委員 木永委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○推進委員 5 番（木永勝幸君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年2月28日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲の一部に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は資材置場へ転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の13ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が所有権移転番号2の申請地で、竹迫城跡公園の南、合志小学校の北東に位置する農地です。14ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地は、既に砂利敷きされ、資材が置かれている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、令和元年1月から資材置場として使用しており、今回の借人から賃貸借契約の申し出があり、違反転用していたことに気づき是正する運びになったとのことです。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省しています。15ページが配置図です。申請者は主に土木工事等を行う法人で、当該申請地を売買により取得し、資材置場とする計画です。敷地は砂利敷きのまま変更はありませんが、地下げして小型の重機を入れられるよう新たに乗入れ口を作られる

計画です。16ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の17ページにお示ししておりますとおり、農地の広がりには申請地のみとなりますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 推進委員 木永委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○推進委員5番（木永勝幸君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年2月28日の午前、私と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は農地に接しておりませぬ。始末書も提出されていますが、現時点で、既に資材置場として利用されており、地下げを行い土砂流出に留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお祈ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませぬか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は個人住宅への転用で、親子間の贈与による所有権移転です。議案書別紙の18ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請地で、くまもと中央カントリークラブや日向の集会所の南側にあり、地方道熊本大津線の北に位置する農地です。次の19ページが申請地の現況です。20ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を贈与により父

から譲り受け、個人住宅を建設する計画です。21ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の22ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第 1 種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。括弧 2 の一般基準についてですが、1 の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

- 議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 12 番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年2月28日の午前、私と吉岡推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲の一部に農地が接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意すること、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 3 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 3 は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号 1 につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は資材置場への転用で、賃借権設定です。議案書別紙の23ページをお願いします。図面中央より下側の赤色着色部分が賃借権設定番号1の申請地で、菊池病院の南西側、県道大津植木線の東側に位置する農

地です。次の24ページが申請地の現況です。次の25ページが配置図です。申請者は主に土木工事業等を営む法人で、当該土地を借受け、資材置場を整備する計画です。26ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の27ページにお示ししておりますとおり、申請地は約2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年2月28日の午前、私と櫻井推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲の一部に農地が接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことでしたので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございますか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。賃借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は貸駐車場及び仮設事務所への一時転用で、賃借権設定です。議案書別紙の28ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃

借権設定番号1の申請地で、星山商店竹迫工場の南側、主要地方道熊本大津線の南に位置する農地です。次の29ページが申請地の現況です。次の30ページが配置図です。申請者は主に空調設備の設置や電気工事を営む法人で、今回ソニー建設工事の一部を受注したものの、現場に作業員用駐車場がないため、当該土地を賃借により借受け、一時的な駐車場として3年間使用する計画です。協力会社を含めて従業員約249名分の作業員駐車場と大型車両5台、来客用20台分など計270台分の駐車場を整備する計画です。31ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の32ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。資金計画では農地への復旧するための対策費用も見込まれております。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

- 議長（福岡求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 12番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和6年2月28日の午前、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は、農振農用地区域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、合志土地改良区などと協議のうえ配管に留意した利用計画であるため特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

- 議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福岡求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2は原案のとおり可決されました。なお本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第4条第4項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更につきまして上程いたします。番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。事業計画変更番号1の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。既に令和5年4月10日付け、合志市指令農委第30号で許可しております案件の賃借権設定から所有権移転への権利の種類・設定の変更と工事期間の延長です。議案書別紙の33ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、塩浸川浄化センター北側に位置する農地です。次の34ページが申請地の現況です。35ページが変更後の全体を示す配置図です。転用目的の変更はありません。36ページは変更前の平面図で37ページは変更後の平面図です。38ページの上段に変更後の横断図をお示ししておりますが、当初は農地を購入せず、コンクリート擁壁で土留めする計画でしたが、変更後は草刈りがしやすいように小段等を設けて緩やかな法面で施行するとのことです。40ページをお願いします。まず、立地基準についてですが、申請地は4月の許可時点では農振農用地でありましたが、令和5年9月6日より農用地から除外されています。次の41ページにお示ししておりますとおり、除外後の農地の区分は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「隣接土地との一体的利用」に該当するため許可可能です。戻りまして、39ページをお願いします。意見書中段の農地法関係事務処理要領第4-6-(3)-エ-(ア)に掲げる検討内容についてですが、の変更後の転用事業者実施の確実性からの変更後の農地転用許可基準からみた変更後の転用事業者の判断まで該当のあるところについて検討を行いました。今回の転用目的は申請地東側にバイオガス発電所建設の計画があり、その予定地に建築基準法上の道路が接道していないため、隣接した里道を幅員6.0mに拡幅するための計画ですが、今回一部計画を変更し、緩やかな法面に仕上げることでより維持管理がしやすくなり、遅れていた工期の短縮も見込めるとのことでした。内容を審査したところ問題ないと判断しております。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございますか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よっ

て、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する「農業委員会等に関する法律 第31条」の規定によりまして「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。つきましては、その当事者であります7番 長野委員 8番 齋藤委員 12番岡田委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書4ページをお開きください。第3号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。次の5ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の3月総会分、右側が令和6年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。次の6ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。次に7ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定合計の面積は101,171㎡です。次の9ページをごらんください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は25件です。1番から11番までが再設定です。12番から25番が新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、飼料作物	10年	15,000円（2筆）
番号 2、賃借権、飼料作物	10年	10,000円（2筆）
番号 3、賃借権、飼料作物	10年	10,000円（3筆）
番号 4、賃借権、麦	5年	10,000円（3筆）
番号 5、賃借権、麦	5年	10,000～15,000円（2筆）
番号 6、賃借権、野菜・アスパラガス	5年	15,000円（4筆）
番号 7、賃借権、米	5年	20,000円（2筆）
番号 8、賃借権、米	5年	10,000円
番号 9、賃借権、米・WCS	5年	20,000円（3筆）
番号 10、賃借権、WCS	5年	15,000～17,600円（2筆）
番号 11、賃借権、飼料作物	1年	15,000円
番号 12、賃借権、WCS・麦	10年	10,000円
番号 13、賃借権、米・麦	10年	15,000円
番号 14、賃借権、野菜	10年	15,000円
番号 15、賃借権、野菜・飼料作物	5年	14,800～22,400円（3筆）
番号 16、賃借権、飼料作物	5年	15,000円
番号 17、賃借権、果樹	5年	15,000円
番号 18、賃借権、野菜	5年	15,000円
番号 19、賃借権、米	5年	米60kg

番号 20、賃借権、デントコーン	5年	10,000円
番号 21、賃借権、甘藷	5年	10,000円
番号 22、賃借権、甘藷	5年	10,000円
番号 23、賃借権、小玉スイカ	1年	18,000円
番号 24、使用貸借、飼料作物	10年	0円（10筆）
番号 25、使用貸借、飼料作物	10年	0円

次は中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。議案書12ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。利用券設定（中間管理機構）再配分の番号1番の内容を説明いたします。番号1は賃借権です。利用内容は普通畑です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、29,000～46,100円です。利用権設定（中間管理機構）一括方式をご覧ください。内容について説明いたします。

番号1番、賃借権、利用内容は水田、利用期間は10年、賃借料は18,000円です。

番号2番、賃借権、利用内容は普通畑、利用期間は10年、賃借料は18,000円です。

番号3番、賃借権、利用内容は普通畑、利用期間は10年、賃借料は12,000円です。

次の13ページをご覧ください。所有権移転です。4件あります。次の14ページをご覧ください。所有権移転です。1件あります。以上第3号議案は農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えられます。最後に農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。今回の合意解約件数は 9件 26,752㎡でございます。内契約予定件数が 9件 26,752㎡でございます。今回の9件すべて、次の契約が予定されております。これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福島求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（「ありません」の声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福島求仁子君） 議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されますよう案内をお願いします。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書14ページをお開きください。売買希望が2件あっております。申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。続けて申請地の場所ですが、番号1が15ページになります。地図の中央近くの斜線部分が申請農地です。所有者は高齢であり、今後耕作する予定もないため購入者を探してほしいとの申し出です。あっせん委員についてですが申出地域の担当委員であります清原農業委員、鈴木推進委員にお願いします。続きまして番号2の場所ですが16ページになります。ユーパレス弁天の南西側にある農地です。農地を相続したものの管理をしていくことが困難なため購入者を探してほしいとの申し出です。あっせん委員についてですが申出地域の担当委員であります村上農業委員、大島推進委員にお願いします。委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福島求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福島求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦労でございますがよろしく願いいたします。

○議長（福島求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の17ページをお開き願います。今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては1件の届出がっております。場所を説明します。議案書の18ページをお開きください。図面中央の太枠部分が番号1の届出地です。南ヶ丘小学校の東側に位置する農地です。申請地に加え、宅地の部分も含めた開発で、共同住宅を建設予定です。事務局からは以上でございます。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようですので、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の19ページをお開き願います。今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては所有権移転が3件あっております。まず所有権移転の番号1ですが議案書の20ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋市民センターの北東側、九州自動車道近くにある農地です。転用目的は共同住宅の建設です。続きまして、所有権移転の番号2ですが21ページをお開きください。西合志南小学校の北側に位置する農地です。転用目的は共同住宅です。農地の北側にあります宅地と併せての建設を予定されています。続きまして所有権移転の番号3ですが22ページをお開きください。須屋市民センターの東側、九州自動車道近くにある農地です。転用目的は共同住宅です。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。ただいま、事務局から第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようですので、第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4. 閉 会

○事務局長 それでは、長時間にわたりまして、慎重審議を頂きまして有難うございました。以上を持ちまして、「令和6年3月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。皆さん大変お疲れ様でございました。

- - - - - ○ - - - - -

閉 会 午後2時42分